

②ごみは何処へ (生ごみ編)

皆さんが出したごみは、何処に行くのでしょうか？今回は、生ごみ処理施設の概要と生ごみを出す際の注意点について紹介します。

●ごみの行き先 (生ごみ)

「生ごみ処理施設」の概要

所在地：留萌郡小平町字鬼鹿富岡 46 番地 1

施設の種類：酵素活性化分解減容処理施設
(棚型方式)

処理能力：最大 10t / 日

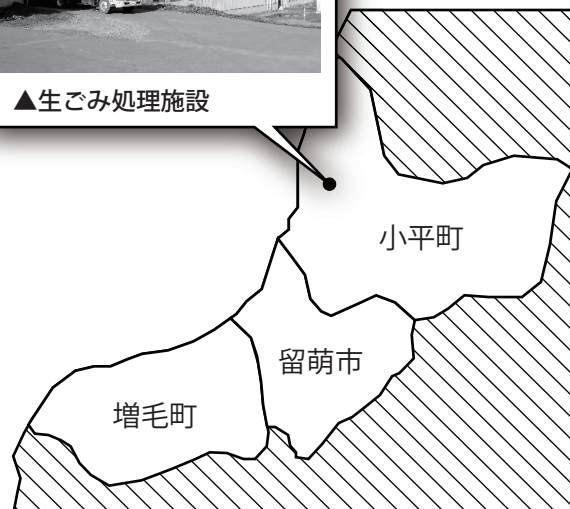
供用開始：平成 25 年 4 月

直接搬入する場合：月～金曜日（祝祭日を含む）
9：00～16：00

※年末年始（12月31日～1月3日）は休み



▲生ごみ処理施設



●受け入れできるごみの種類

・生ごみ（直接搬入する場合の手数料
210 円 / 10kg）

・木くず（無料） ・剪定枝（^{せんてい}枝（無料））

※「木くず」や「剪定枝」は、「おがくず」にした後、生ごみを処理する際に水分調整剤として使用しています。

小平町にある「生ごみ処理施設」では、運ばれてきた生ごみを機械などで細かく砕いてドロドロの状態にした後、おがくずとアースラブ菌を混ぜ合わせて分解しています。

ごみを出す際のポイント

【生ごみ】

指定ごみ袋の中には、生ごみ以外のものを入れないでください。ビニール袋などが混入している場合、生ごみを処理する過程で処理をされないまま残ってしまいます。

※過去には、大きな木片や金属片などが混入したことで、生ごみ処理施設の機械が壊れ生ごみの処理ができなくなってしまったことがあります。適正な分別をお願いします。

生ごみ用の指定袋は、分解して消滅する生分解性の原料で作られています。このため、一度に大量に購入しないようにしてください。

【木くず】

木くずは回収後、水分調整剤として使用するため、おがくずにして生ごみに混ぜ合わせています。木くずとして回収できない合板（接着剤使用）や塗装されている木くずは、生ごみ処理に使用している「アースラブ菌」に悪影響があるため、木くずとして出さないでください。なお、木くずとして出せない木のごみは、30cm以内のものは「不燃系埋立ごみ」、30cm以上のものは「粗大ごみ」となります。適正な分別をお願いします。

※釘の付いた木くずは機械を壊す原因となりますので、釘を抜いてから出してください。

問 市・環境保全課

☎ 42-1806

問 留萌南部衛生組合

☎ 43-2555 / 43-2588